

知事記者会見（平成24年5月28日）

●知事発表

なし

●幹事社質問

- （１）鹿角市の秋田八幡平クマ牧場の事故への対応について
- （２）災害廃棄物の受け入れにかかる進捗状況について

●その他

- （１）心身障害者扶養共済における保険料にかかる住民監査請求の結果について

時間：12：59～13：43

場所：プレゼン室

（幹事社）

はじめに、鹿角市の秋田八幡平クマ牧場の事故への対応についてですが、以前から県側は時期が来れば県独自の調査を行い、その後に展示の登録や飼育に関する許可の判断を下すとおっしゃっていたと思います。

現在、週3回は県職員が行けている状況になっておりますし、また、警察の規制線なども外れている状況で、そろそろ県独自の調査ができるのではないかといいところもありますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

（知 事）

今日から県も現地や、経営者のこれまでの状況等の調査を始めております。

これは県警とは別の調査で、法律に基づくものです。

この結果に基づいて、この後どうするかを判断することになります。

（幹事社）

調査の具体的な内容というのは、何を調べるということでしょうか。

（知 事）

専門的な調査ですので、詳細は後で（担当課に）聞いていただきたいと思います。

（幹事社）

調査結果というのは、今後、公表するような形になるのか、それとも、この調査を活か

して今後どういう形にしていくのでしょうか。

(知 事)

所有者が継続するか、閉鎖するかで対応が異なりますが、いずれ所有者は閉鎖したいという意向です。

今月末で閉鎖したいというものを続けろという権限は誰にもないわけですが、展示施設としてお客さんを入れるということはしないにしても、そこに実際クマがいるわけですので、その後の管理をどうするのか、これは今までにない事例です。

(幹事社)

そうすると、調査した段階で飼養許可を取り消さざるを得ないような不備が見つかったときには、これは物理的に取り消さなければいけないということでしょうか。

(知 事)

そうですね。それよりも、その前にやめるとなると、それで（飼養は）終わりです。ただ、それで済まない問題ですから、非常に我々も悩ましいということです。

(幹事社)

わかりました。

あと、先日、日本動物園水族館協会の方に依頼文を出されて、総会で、先方の方も受諾して各動物園、水族館にそれを渡すという話になっていますが、今後、日動水とのやり取りというのはどのように進めていくのでしょうか。

(知 事)

動物園（の動物）というのは一つの標本ですが、クマ牧場の場合は観光的な形で、全体を見せるということで、目的が全く違います。

非常に難しいことは確かですけれども、日本動物園水族館協会さんの方で個別に全部の動物園にもう一回呼び掛けていただけるということですので、そこと連携をとりながら必要な情報は随時提供していきたいと思っています。

施設の中には、全く駄目だということと、ある程度のデータを見ながらもう少し検討したいというニュアンスのところがありますので、最終的な判断は別としても、情報をできるだけ提供する努力は、最後までしなければならないと思っています。

(幹事社)

災害廃棄物に関して、先日、国が災害廃棄物の推計量を見直して、広域処理の必要量が岩手県では57万トンから127万トンに急増していますが、このデータを受けて、今後、秋田県としての対応に何か変化はあるのでしょうか。

(知 事)

岩手県の災害廃棄物が非常に増えましたが、この増えた分は水に浸かった土や農地の泥

等が中心で、焼却処理するにしてもできないし、塩分のある土を内陸部に捨てると、塩害の問題がありますので、この増えた分についての処理は非常に難しいと思います。

岩手県さんでは、やはりこの増えた分については、他県にお願いしてもなかなか難しいだろうという見解を持っていらっしゃるようでありまして、今のところ秋田県に対して、広域処理をお願いしたいという話はありません。

逆に、広域処理をお願いされている洋野町、久慈市、野田村、普代村の4市町村分が13万トンから10万9,000トンに減少する見込みですので、特に問題はないと思います。

また、秋田市の溶融炉の件ですが、最初の調査では放射能の関係はクリアしましたがけれども、明日、最終的な事後調査をもう一回行い、その結果、問題がなければ、秋田市さんの方では住民説明会を行い、8月中には本格的に受け入れ処理をする予定です。

それから由利本荘市、横手市、湯沢雄勝広域市町村圏組合で検討している試験焼却は、7月に予定しております。

久慈市は、ある程度自家処理ができるのではないかという状態ですが、野田村は、自分達で処理ができないうえに、量が多く、分別や破碎処理の整備が出来上がるのが6月末で、実際にまだ持ってこれない状況ですので、この部分の試験焼却は7月になるのかなというところです。

この後の課題は、不燃系のもの（の処理）でありまして、これも仙北市以外について、まだ少し調整を要します。

県の（環境保全）センターや民間の施設を使うということで、様々な形で協議を進めている最中であります。

（幹事社）

わかりました。

幹事社からは以上になります。

各社、これに関係するもので質問があればお願いします。

（記 者）

クマ牧場についてお尋ねします。

県として今日から現地で調査を始めたということですが、そのねらい、目的を改めてお聞かせください。

（知 事）

こういう事件がありましたので、やはりきちっとこれを総括しなければなりません。

所有者は閉鎖したいとお話ししていますが、2名の方が亡くなっておりまして、これまでの状況についても一度きちっと確認した上で、NPOのアライブさんも法律の不備についても指摘をしておりますので、この後、いろんな面でこの経験を活かして、こういうことがないようにしなければならないと思います。

今までの状況を再度きちっと確認し、まとめた上で、この後、国に対して法律の改正を要望するとか、現に県内にはクマ牧場も動物園もありますので、安全な運営・管理に活か

すということです。

もう一つは、やはりクマ牧場の管理が適正だったかということについての最終的な判断をしなければならないということでもあります。

(記 者)

国に改正を呼び掛けるということですから、具体的にどういったところを今想定してお話でしょうか。

(知 事)

例えばやめるときの要件等が明確になっていない。

もう一つは、許認可する立場からすると、経営可能かどうかという点についてハードルを高くしなければならないと思います。

また、この施設は法律（動物愛護法）ができる前からありますが、後から法律の規制を強めてもすぐに従わせることが難しいですので、それまでの間、こういう動物管理をする施設に対して、安全性のためにもう少し強く行政指導が出来ることも必要じゃないかと思っています。

これらについては、専門的な見地を入れてということになりますが、これは秋田県の問題だけではなく、アライブさんも問題提起をしております。

細かい点については、担当課に聞いていただきたいと思います。

(記 者)

調査についてですが、いつ頃までにどういう形で、どういった調査をするという概要がありましたら教えていただけますでしょうか。

(知 事)

調査の詳細は、担当課に聞いていただくこととして、期間については、そんなに長くはかからないと思います。

ただ経営者からの事情聴取にどのくらいかかるかというところだと思います。

(記 者)

クマの件でもう一回確認させていただきたいのですが、法律で認められているので、どうしても引き取り手がなくなったときには殺処分もというような趣旨のことをおっしゃられていたと思うんですが、そこで知事は一頭でも二頭でも救いたいという話をされていらっしやいまして、動物園協会や、それからアライブさん、それから先日いらっしやった熊森協会さんたちも殺処分ということはできれば避けてほしいと、それは知事のお考えと同じだと思うんですが、改めて万が一、引受先が見つからなかった場合に、どこが主体になるかはともかくとして、県としては殺処分ということも視野に入れているのかどうなのか、そこら辺のことを確認させてください。

(知 事)

これは法律的にはっきりしていますが、殺処分をするかしないかの権限は、県にはなく、あくまでも所有者にあります。

法律的には、所有者の方が閉鎖したあとに殺処分するということも可能ですし、県が殺処分について命令を出すこともできません。

しかし、動物愛護という観点から、やはりできれば一頭でも二頭でも、この後、寿命を全うしていただくというのが人情ではないかと思います。

ただし、例えば、経営者の方が破綻して、（その際）県が殺処分するなどと言って（経営者がその後）クマ（の飼養）を放棄されるとどうなるのかということです。

そのときに、例えば行政がクマを（引き）受けるとすると、今の施設では（老朽化等の問題もありますので）ちゃんとした施設をもう一回作り直さなければなりませんし、県の業務としてこれをやるとなると、多分数億で足りないかもしれません。

クマに罪はないですけれども、亡くなった2名の方に補償はないのです。

片方（亡くなった2名の方に）は補償はないのに、クマを生かしておくためだけに県費を何億円も投入するというのが、県民感情からして賛同を得られるかどうかということは、私は非常に疑問です。

それから、こういうことがあれば、ペットとして、クマだけではなくワニやヘビなどを飼っている人がいますが、飼えなくなったら県に預ければいいということにもつながりかねません。

行政として、最大限ある程度の期間バックアップし、引き取りについて要請活動をしたと思いますけれども、やむを得ないときには経営者の方の判断を仰がざるを得ません。

仮にあの施設を行政が受けて、万全の措置をとって、施設をもう一回大改修して、専門の獣医などのプロの職員を雇って運営するとなると、莫大なお金がかかりますので、これを県がやるというようなことについて、多分議会も県民もなかなか納得し難いのではないかと思います。

できるだけ一頭でも二頭でも、どこかに引き受けていただければということで今様々なお願いをしているところです。

（記 者）

今の点で一点、今の施設では駄目ということですが、それはどうしてでしょうか。

（知 事）

行政がやるとすると、単に生かしておくだけにお金をかけるということが可能かどうかという問題があります。

例えば、施設を観光施設みたいな形で位置付けないと、そもそもクマを飼って、お金をかけるという根拠がないのです。

観光施設であれば、そこは赤字でも全体的に観光客が増えるとすれば、観光施策としても考えられますが、クマを生かしておくためだけだとすると、果たして県民感情として、県民も（生活していく上で）大変な人がたくさんいるということで、そう簡単にはできないと思います。

(記 者)

老朽化とかではなくて、県としてやるのであれば観光施設でやらなきゃいけないからということでしょうか。

(知 事)

単純にクマを生かしておくことを行政としてできるのかどうか。

動物愛護のためだとしても、莫大なお金をかけることができるかどうか、すべきかどうかという議論です。

そして観光施設のような形にするとすると、莫大なお金をかけないと観光施設にはなり得ないということです。

(幹事社)

クマとがれき以外の質問をどうぞ。

(記 者)

心身障害者共済制度の誤納付問題について、数点伺いたいんですが、まず1点目ですけれども、監査委員の監査結果は、障害福祉課長に賠償責任を求めています。

これに対して県は、今、知る範囲内ですが、幅広く職員やOBに損失の補填協力要請しているようですが、この理由についてまず教えてください。

(知 事)

その点については事実誤認があります。

県として6月15日まで監査委員に、その措置についての回答をしなければなりません、その呼び掛けそのものは県という組織で行ってはおりませんし、私からも一言もお話はしていません。

こういう状況の中で、これまでにこれに関わった方々から、自主的に補填をしたいという申し入れを今日受けました。

県からは何も言っていないんですが、監査委員の勧告通りにしますと時効となる部分があります。

そうすると、時効だから返還しなくてもいいのかということになりますし、任意の拠出だと（地方自治法上の）時効は関係ありませんので、それで当時の関係者が、利子を含めた全額を連帯責任のような形で負うという意味合いでの申し入れを先程受けたところで、す。

(記 者)

そうしますと、申し入れの主体というのはどちらになるのでしょうか。

(知 事)

現在の市川健康福祉部長がその当時の次長で、現在在職している関係者としては一番上（の職）ですが、市川部長が個人的に関係者の方々と連絡を取り合いながら、賛同者を募

り、任意の会を作って返還すると伺っています。

(記 者)

その損害ですね、公費ですけれども、これを補填する職員の数というのは、どれくらいの数になるのでしょうか。

(知 事)

私の方で処理していませんので、後で市川部長に聞いていただけませんか。

かなり遡りますので、だれに呼び掛けているのかわかりませんが、一定の数はいると思います。

(記 者)

次ですが、監査結果は、職員の重大な過失というのを指摘しています。

これに対する県の考え方はどのようになりますでしょうか。

(知 事)

そこら辺が非常に難しい問題で、法律的に重大な過失なのか、言葉としての重大な過失なのか、そこら辺を厳密にやりますと、時効の問題も出てきます。

例えば、重大な過失であるとする、特定の課長だけが対象となり、その方に（返還を）拒まれれば話が進まなくなりますし、私も課長をやった経験から、書類を全部読むということは無理ですし、やはり担当職員を信頼しています。

トータルとして（障害福祉課長には）管理責任はありますが、実務責任として担当者も心を痛めていると思いますし、部長・次長も管理監督責任を感じていますので、そういう中で関わった人達は何らかの形で補填しようという気持ちになったと思います。

重大な責任（過失）があるという、監査委員の判断でございますので、それはそうでしょうけれども、そういう法律上の重大な過失ととらえての返還という形になると、大半が時効にかかりますので、今日の返還会の話を、最終的にそういう形で受けるかについてはまだ決定していませんが、利子も含めて全額が補填されるということになると、そういう形で受けざるを得ないと思っています。

(記 者)

重大な過失を、担当の職員のミスというのはあると思うんですけれども、県としてどのように受け止めますか。

(知 事)

確かに管理監督という形の重大な過失もあるかもしれませんが、ここら辺は監査委員との見解の相違も若干あります。

これをはっきりさせるとすれば裁判しかありません。

全く返還がないとすると、当然こちらから返還をしてもらうために何らかの法的な根拠を盾に（損害額を）請求せざるを得ませんが、任意的な形であっても自主返還で、利子

も含めて全額が返還されるとすると、あえて重大な過失ととらえた形での措置はいらないだろうということでもあります。

本当に重大な過失かどうかは、あいまいになると言えばそれまでですが、ここはよく分からない点です。

ただ、重大な過失であろうと、軽微な過失であろうと、間違いがないように事務執行してもらいたいということは当然でありますし、今後そういう体制をつくっていかねばならない点は確かです。

(記 者)

確認です。返還会の申出というのは今日の段階で、そのお金の返納があったということでしょうか。

(知 事)

これからそういう形でやるということで、今日の午前中に返還会の代表の市川部長から申し入れがあったばかりですので、最終結論はまだ出していません。

ほとんど退職していますので、その方々にこれから連絡し協力を求めるという話でした。

(記 者)

この問題が発覚したのが平成21年の12月というふうに承知していますが、県としての対応といたしますか、2年以上経過していて、事実についても公表されてきませんでした。

こうした対応、あるいはそのスピード感について、行政トップとしての知事はどのようにお考えですか。

(知 事)

いずれ小さいことでも大きいことでも、やはりミスがあった場合は、これはオープンにして一定の幅広い判断を仰ぐべきであるということは確かであります。

(記 者)

今の件について確認を2点だけさせてください。この自主的な返還されるお金を、県としては受けるということによろしいのでしょうか。

(知 事)

私は受ける方向で検討したいと思います。

先程言ったとおり、受けないとすると、法律に基づき時効になりますので、ほとんど返還されません。

任意の形ですけれども、受ける方向が一番いいのではないかと思います。

(記 者)

先程、重大な過失の解釈のあたりで、あいまいになることも確かだということもありましたが、現在在職されている職員さん、関係されている課長さんに対しても、処分は改め

て行わないということによろしいのでしょうか。

(知 事)

21年よりも前に課長として在職した職員は、全員退職しており、今職員としている人は、21年に発見した人なのです。

今までずっと歴代の人が発見できなかったミスを発見した人を、その時点でそのポストにいるから処分するという考えには至っていません。

(記 者)

そうすると、その21年12月に発覚してから現在まで、客観的に見れば2年以上放置されていたということ自体はいかがでしょうか。

(知 事)

平成22年に処分なしと判断していますし、処分するかしないかの対象は、ミスを発見した当時の課長ではありません。

物事というのはやはり限度があり、なんでもかんでもミスをすれば処分するということであれば、知事は3日でやめなければならなくなりますが、そういうことがどうなのか、そこら辺はある程度のところで線を引くべきというのが私の判断です。

(記 者)

今の関係で、受けるかどうかはこれからという御判断ですが、監査委員は知事に対して必要な措置を講じるようにということを言っています。

任意団体としてどうこうするかということとは別に、知事として監査報告を踏まえて、どのように返還をしていこうか、今の話とも重複しますが、重大な過失があったところを、知事は前回のときには重く受け止めるという趣旨の発言をされていたので、これに基づいてどのようなその御判断をなさるのか、それは返還会がどうこうすることということとはまた別の議論だと思いますので、知事としてどういう具合にそのお金を戻していくか、損害を回復していくか、それからあと処分をどうするか、この点を改めてもう一回聞かせてください。

(知 事)

県の措置をする前に(返還会からの)申出があったわけですので、これは一つの損害回復の方法として、それを受けることが県の措置の代替になるのではないかと思います。

処分については、辞めた人に処分はできません。

こちらから返還請求を出す前に、関係者が納めてくれるのであれば、これをもって損害が回復されたという判断になると思います。

(記 者)

ということは、処分はなしということでしょうか。

(知 事)

処分しようがないです。

(記 者)

現在の方も含めてでしょうか。

(知 事)

これまで発見できなかったことを、発見した人を処分するという話には、なりません。

ただし、その時点で、それがオープンになっていなかったというのは、これは非常にま
ずかったと思います。

処分が形式的なものであっては意味がありません。

(例えば) バットでぶんなぐるということであれば(痛みが伴いますので) 戒めとして
効果があります。

処分するのであれば、戒めとしてきちっとやるべきであって、形式的な処分をすること
を(私は) 楽しみません。

むしろ、こういうことが再発しないよう、部長には、厳密にチェックするように注意を
しました。

(記 者)

わかりました。

(幹事社)

以上で記者会見を終わります。ありがとうございました。